

新潟県国際水準 G A P 認証取得支援事業 実施要領

**令和 8 年 4 月
新潟県農林水産部経営普及課**

目 次

1	要領	1
2	関係様式	
	(1) 事業実施申請書（様式第1号）	7
	(2) 交付決定前着手届（様式第2号）	8
3	別記様式	
	(1) 事業実施計画（実施状況報告）書（別記様式第1号）	9
	(2) 補助対象事業者における消費税の納税対応状況表（別記様式第2号）	13
	(3) 実需者と結びついた産地形成の取組結果（別記様式第3号）	15

新潟県国際水準GAP認証取得支援事業実施要領

第1 趣 旨

新潟県国際水準GAP認証取得支援事業（以下「事業」という。）の実施については、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）（以下「国交付要綱」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農産局長、3畜産第1993号畜産局長通知）（以下「国実施要領」という。）、新潟県補助金等交付規則（以下「県交付規則」という。）及び新潟県経営普及費補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 補助対象事業者

- 1 この事業の交付対象とする者（以下「補助対象事業者」という。）は別紙1のとおりとし、この場合における「農業教育機関」、「実需者と結びついた産地（団体）」については、以下のとおりとする。
 - (1) 農業教育機関
県立以外の高等学校、大学その他学校法人、農業者教育施設等のうち、現に授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている又は位置付けることとしている機関
 - (2) 実需者と結びついた産地（団体）
認証取得後に、（一社）全国農業改良普及支援協会が運営するGAPマッチングサイトへ認証取得農場の情報を登録することを認めた上で、「実需者と結びついた産地形成の取組結果」（別記様式第3号）により、事業実施年度の翌年度の終了までに、実需者と結びついた産地形成の取組の結果を県に報告できる農業者団体
- 2 補助対象事業者においては、次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））
 - (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これら同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第3 事業内容及び事業実施基準等

事業内容及び事業実施基準については別紙1のとおりとするほか、事業の実施に当たり、国実施要領別紙8のⅢ国際水準GAP普及推進（都道府県向け事業）（以下「国実施要領別紙8のⅢ」という。）別添3-2の2「人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援に係る取組」（以下「別添3-2の2」という。）の（5）及び3「実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援に係る取組」（以下「別添3-2の3」という。）の（5）に留意する。

第4 事業実施期間

事業実施期間は原則として新潟県補助金等交付規則第4条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた日から事業実施年度の3月10日までとする。

第5 事業実施計画の申請及び認定

- 1 補助対象事業者は、事業実施申請書（様式第1号）に事業実施計画書（別記様式第1号）及び補助対象事業者における消費税の納税対応状況表（別記様式第2号）を添付し、所管の地域振興局（以下「地域振興局」という。）を經由し、知事に提出する。
- 2 知事は、申請の内容を審査し、適当と認められるときは、補助対象事業者に事業実施計画の認定を通知する。

第6 事業の実施

- 1 補助対象事業者は、第5の2により知事の認定を受けた事業実施計画に基づき事業を実施する。
- 2 事業の着手は、原則として交付決定後に着手するものとする。
ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情があり、事業実施計画を知事に提出し割当内示の通知を受けた場合に限り、補助対象事業者は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で、交付決定前に事業に着手をすることができる。
その場合、交付決定前着手届（様式第2号）を地域振興局を經由して知事に提出するとともに、県交付要綱第4の規定による交付申請書の備考欄に着手年月日、交付決定前着手届の日付を記載するものとする。

第7 事業実施計画の変更

知事の認定を受けた事業実施計画について、次に定める重要な変更が生じたときは、第5に準じて事業実施計画書（変更）を作成し知事の認定を受けるものとする。

- (1) 補助対象事業者の変更
- (2) 事業の新設、中止又は廃止
- (3) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増
- (4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

第8 事業の取り消し

知事は、第5の2による事業実施計画の認定後において、補助事業に関して虚偽の申請若しくは不適當な行為をしたと認められる場合は、認定を取り消すことができる。

第9 完了に伴う手続き

- 1 事業実施状況報告
補助対象事業者は、事業完了の日から起算して10日を経過した日又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに県交付要綱第10に基づく実績報告書及び事業実施状況報告書

(別記様式第1号)を作成し、所管の地域振興局を経由して知事に提出するものとする。

2 実需者と結びついた産地形成の取組結果の報告

国実施要領別紙8のⅢの別添3-2の3に取り組む補助対象事業者は、事業完了の翌年度の3月31日までに、「実需者と結びついた産地形成の取組結果」(別記様式第3号)について、所管の地域振興局を経由し、知事に提出するものとする。

第10 事務取扱等

- 1 事業に係る事務取扱は、所管の地域振興局及び農林水産部経営普及課が行うものとする。
- 2 事業の実施に当たり、補助対象事業者が提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表によるものとする。
- 3 地域振興局は、効率的な執行の観点から、事業の必要性、計画の妥当性、事業規模、費用等から見た事業効果などに留意するものとする。

第11 補助

- 1 県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して補助を行うものとする。
なお、国実施要領別紙8のⅢの別添3-2の3の取組における補助対象経費の額は、国実施要領別紙8のⅢの別添3-3「実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援に係る支援額の上限設定について」に定める上限の範囲内とする。
- 2 事業の補助率等は、別紙1のとおりとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年6月22日から施行する。

附則

この要領は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附則

この要領は、令和6年4月25日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

附則

この要領は、令和7年6月18日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

附則

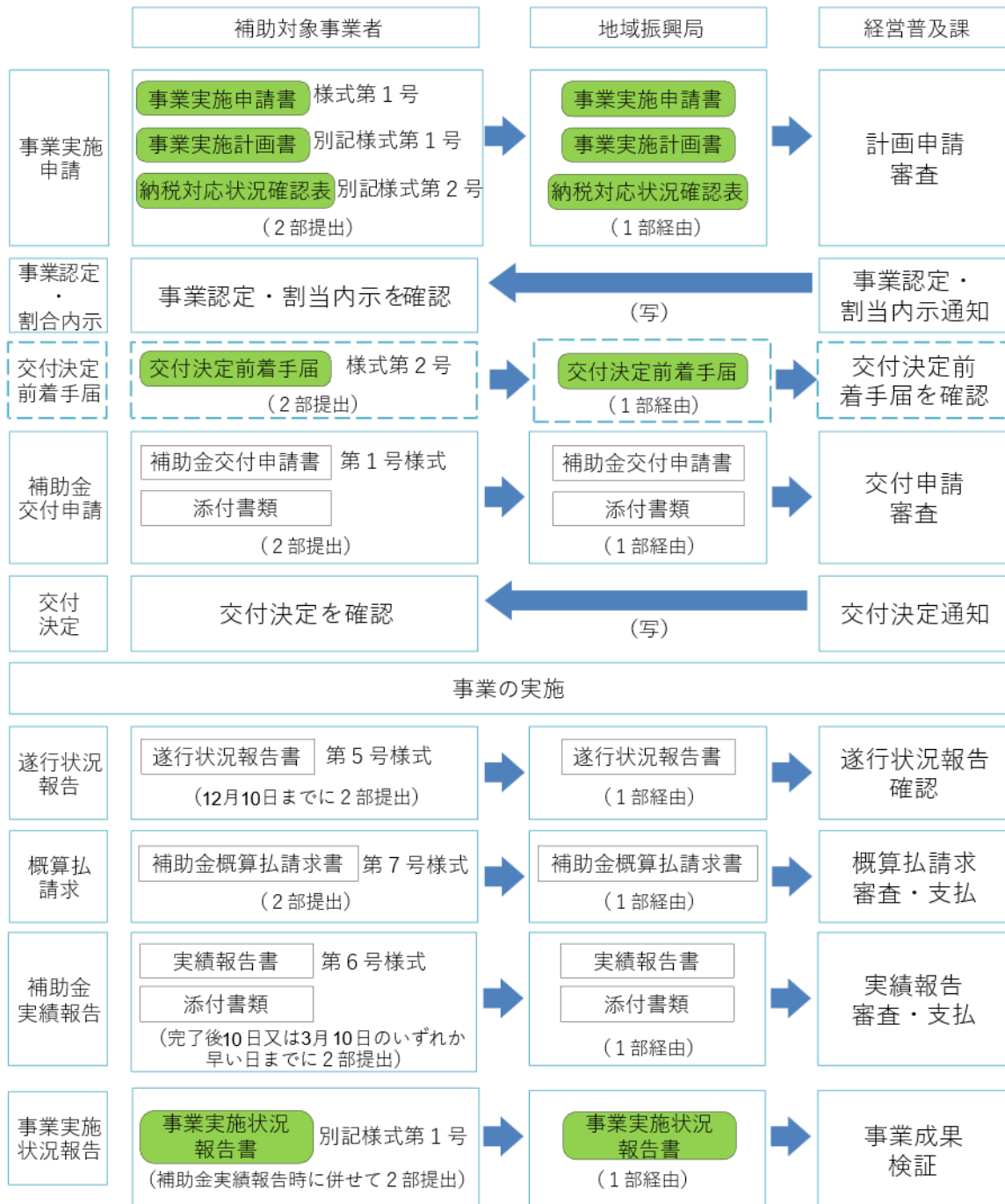
この要領は、令和8年6月17日から施行し、令和8年4月1日より適用する。

新潟県国際水準GAP認証取得支援事業の内容等

事業区分	補助対象事業者	事業内容	補助率及び 上限補助額	実施基準
認証取得支援	県立以外の農業教育機関	農業教育機関が人材育成を目的に新規にGAP認証を取得又は既存のGAP認証を維持・更新するに当たって必要となる認証審査の受審の取組に要する費用を支援	補助率 定額	<p>1 次の要件に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の農業教育機関であること。 ・取得・維持・更新するGAP認証はGLOBALG. A. P.、JGAPのうち農産であること。 ・審査の受審を公開することとし、GAP認証審査員への対応は生徒を主体とするよう努めること。 ・維持・更新審査を受審する農業教育機関の場合、国実施要領別紙8のⅢの別添3-2の2(4)に定める要件を満たしていること。 <p>2 補助金の交付の対象とする経費は認証審査に要する経費とし、国実施要領別紙8のⅢの別添3-2の2(5)のエに定めるところによる。</p>
	実需者と結びついた産地(団体)	<p>実需者と結びついた産地(団体)が、新規にGAP認証を取得するに当たって必要となる次に掲げる取組に要する費用を支援。</p> <p>(ただし、アの取組は必須とする)</p> <p>ア 認証審査 イ 認証取得に係る環境整備 ウ 研修指導の受講</p>	<p>補助率 定額</p> <p>(ただし、国実施要領別紙8のⅢの別添3-3に定める上限の範囲内とする)</p>	<p>1 次の要件に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施要領第2(2)に掲げる県内で農業生産を行う産地等であり、別記様式第3号を作成し、実需者と結びついた産地形成に取り組むこと。 ・認証を取得した場合、(一社)全国農業改良普及支援協会が運営するGAPマッチングサイトへ認証取得農場の情報を登録すること。 ・新規に取得するGAP認証はGLOBALG. A. P.、JGAPのうち農産であること。 <p>2 補助金の交付の対象とする経費は認証取得に必要な環境整備や審査費用等とし、国実施要領別紙8のⅢの別添3-2の3(5)および国実施要領別紙8のⅢの別添3-3の2に定めるところによる。</p>

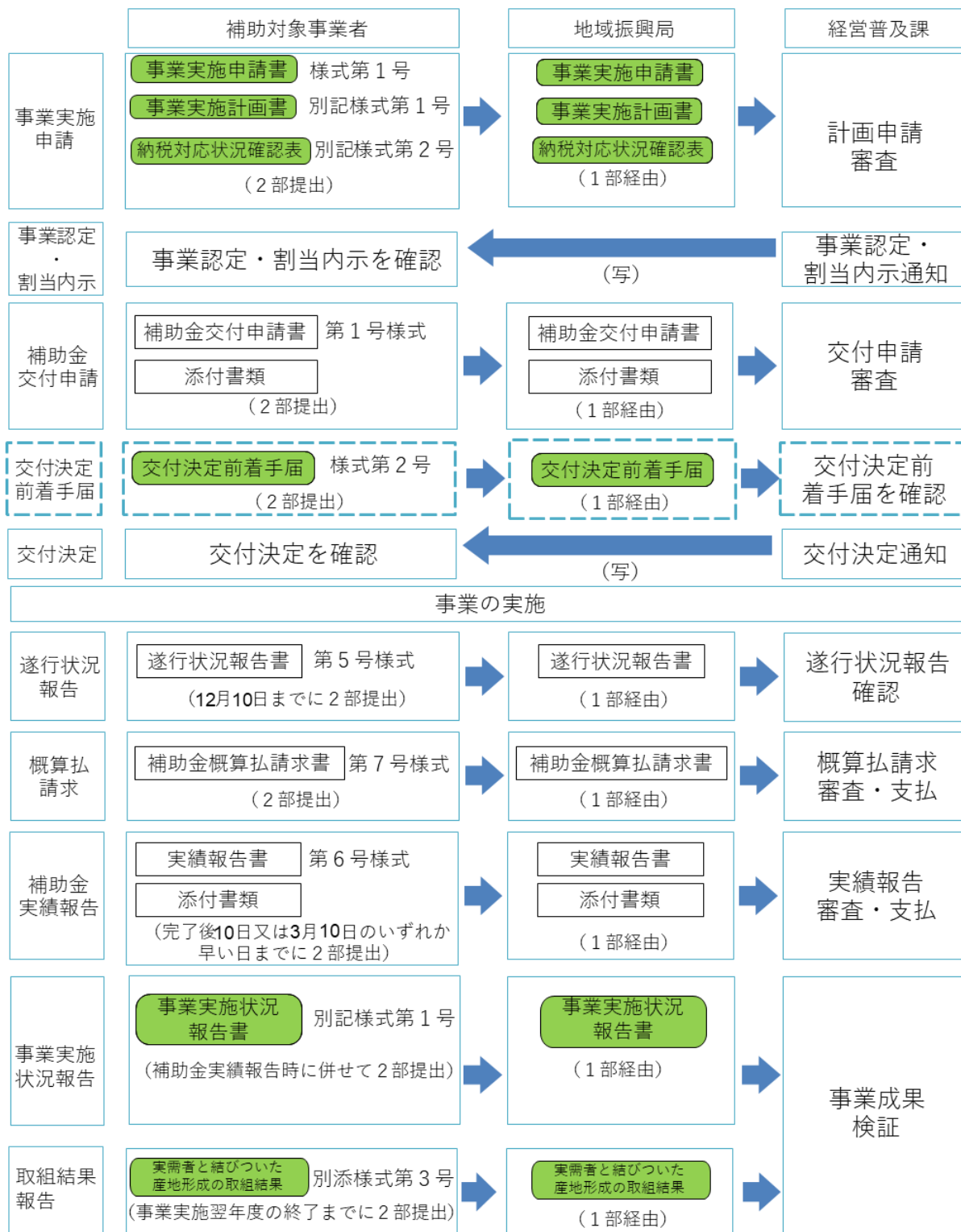
別表



書類の提出先、提出部数及び事務処理系統
【農業教育機関】



凡例		交付要綱による様式
		事業実施要領による様式

書類の提出先、提出部数及び事務処理系統
【実需者と結びついた産地（団体）】



凡例		交付要綱による様式
		事業実施要領による様式

新潟県知事様

住 所
事業者名
代表者名

新潟県国際水準GAP認証取得支援事業実施計画(変更)の認定申請について

令和 年度において、下記の事業について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業費	負担区分			着手予定 年月日	完了予定 年月日	備考 (個別又は団体 認証を記載)
	県費	自己負担額	その他			
円	円	円	円			

添付書類

- ・事業実施計画書 (別記様式第 1 号)
- ・補助対象事業者における消費税の納税対応状況表 (別記様式第 2 号)

【誓約書】

- 私たちは暴力団又は暴力団員ではありません。
また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

※ 誓約書は、□にレ点チェックをして誓約すること。

新潟県知事様

住 所
事業者名
代表者名

新潟県国際水準GAP認証取得支援事業交付決定前着手届

令和 年度新潟県国際水準GAP認証取得支援事業として下記の事業を交付決定前に着手したいので、下記条件を了承の上、届出します。

記

1 条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は交付対象事業者が負担するものとする。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

2 交付決定前着手をしようとする事業

事業区分	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日
	円		

3 交付決定前着手の理由

**新潟県国際水準GAP認証取得支援事業実施計画（実施状況報告）書
【県立以外の農業教育機関】**

1 補助対象事業者

事業者名 (及び代表者名)			
フリガナ 担当者氏名			
所属先住所	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

2 経営状況

経営概要	作物名	面積 (a)	その他取組

※計画時は前年度の概要を、実施状況報告時は事業実施年度の概要を記載する。

※団体の場合は合計面積を記載する。

3 GAP認証取得計画（実績）

認証種類 (GGAP, JGAP)	カテゴリ (青果物・穀物・茶・切り花)	品目	認証類型 (個別・団体)		新規または 維持更新	認証（予定） 年月日
				農場数		

※認証審査を受審するカテゴリごとに記載する。

※団体認証を取得している場合は、組織体制図、構成する農場の名簿を添付する。

※事業完了時に、新たにGAP認証を取得した場合は、認証書の写しを添付する。

（報告時に認証書の発行が間に合わない場合は、後日送付でも可）

4 GAP認証を取得する（した）目的及び必要性（、その成果）

（例）

- ・GAPの実施を授業のカリキュラムに位置づけ、認証取得を通じて生徒の〇〇への理解を深めるため。

※「成果」については、実施状況報告時に記載する。

5 事業費負担区分

	事業費	負担区分			備考
		県補助金	自己負担	その他	
① 認証審査に要する経費	円	円	円	円	
合計					

※備考欄には事業者ごとに消費税等仕入控除税額等について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。また、補助対象外事業費を含めた契約を行っている場合は、補助対象及び対象外の事業費合計を「事業費」として記入すること。

6 事業内容

事業内容	具体的な内容 (積算内訳含む)	事業費 (うち消費税)
1 国際水準GAP認証審査	○審査機関名： ○審査時期(日数)： 月 日 (日間)	円 (円)
	合計	円 (円)

※各費用の明細がわかるもの(見積書、請求書、領収書等)を添付すること。

7 審査の公開

公開方法	参加人数
<input type="checkbox"/> 現地農場での公開+Web配信	名 (うち農業者 名)
<input type="checkbox"/> 現地農場での公開のみ	
<input type="checkbox"/> Web配信のみ	

※該当項目にチェック

※参加人数については、実施状況報告時に記入

※実施状況報告時に、認証審査に対応した生徒の名簿を提出すること(様式任意)

8 その他添付書類

GAPに関する授業の内容が分かるもの(シラバス等)

(授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育が位置付けられていない場合は、GAPに関する授業計画の案を作成し、添付すること。)

**新潟県国際水準GAP認証取得支援事業実施計画（実施状況報告）書
【実需者と結びついた産地（団体）】**

1 補助対象事業者

事業者名 (及び代表者名)			
フリガナ 担当者氏名			
所属先住所	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

2 経営状況

経営概要	作物名	面積 (a)	その他取組

※計画時は前年度の概要を、実施状況報告時は事業実施年度の概要を記載する。

3 GAP認証取得計画（実績）

認証種類 (GGAP, JGAP)	カテゴリ (青果物・穀物・茶・切り花)	品目	構成農場数		認証（予定） 年月日
			うち新規 取得農場数		

※認証審査を受審するカテゴリごとに記載する。

※組織体制図、構成する農場の名簿を添付する。

※事業完了時に、新たにGAP認証を取得した場合は、認証書の写しを添付する。

（報告時に認証書の発行が間に合わない場合は、後日送付でも可）

4 GAP認証を取得する（した）目的及び必要性（、その成果）

（例）

- ・産地としてGAPに取り組むことで、地域の農業生産における環境負荷低減や生産物の安全性確保などにより、持続可能性の向上を図るとともに、実需者へGAPの有効性等を働きかけることで、実需者との長期契約を目指す。

※実需者からの取引要件への対応のために認証取得をする場合、具体的な取引先の名称を記載すること。

※「成果」については、実施状況報告時に記載する。

5 事業費負担区分

	事業費	負担区分			備考
		県補助金	自己負担	その他	
① 認証審査に要する経費	円	円	円	円	
② 認証取得に係る環境整備	円	円	円	円	
③ 研修指導の受講	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

※備考欄には事業者ごとに消費税等仕入控除税額等について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。また、補助対象外事業費を含めた契約を行っている場合は、補助対象及び対象外の事業費合計を「事業費」として記入すること。

6 事業内容

事業内容	具体的な内容 (積算内訳含む)	事業費 (うち消費税)
1 国際水準GAP認証審査	○審査機関名： ○審査時期（日数）： 月 日（日間）	円 (円)
2 認証取得に係る環境整備	○内容：	円 (円)
3 研修指導の受講	○研修機関名： ○研修時期（日数）： 月 日（日間）	円 (円)
	合計	円 (円)

※各費用の明細がわかるもの（見積書、請求書、領収書等）を添付すること。

補助対象事業者における消費税の納税対応状況表

事業者名

事業者名 (構成員名)	予定の納税対応 (納税対応の実績)			確認	消費税等仕 入控除税額		
	1 課税売上げなし				該当なし		
	2 市町村の一般会計						
	3 免税事業者						
	4 納 税 義 務 者	(1) 簡易課税制度採用者				含む	
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超					
		一般の事 業者又は 公共法人 等で特定 収入割合 が5%以 下	ア 課税売上 げ割合が 95%未満	(ア) 一括比例配分方式			
				(イ) 個別対 応方式	a 共通用		
b 非課税売上げ用					該当なし		
		c 課税売上げ用		あり			
	イ 課税売上げ割合が95%以上						
備 考							
	事業者が異なるごとに上記を繰り返して記述する。						

注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。

2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。

※1 消費税法別表3に掲げる法人(抜粋)

一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、土地改良区、農業共済組合

※2 みなし法人

人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で代表者又は管理人

の定めがあるものをいう。

※3 法人でない社団とは、多数のものが一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。

3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税の申告をすることになっている。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。

4 実績報告を提出するにあたっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。(仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合を除く。)

なお、実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定年月及び資料等の名称を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに要綱第10の4の手続きを行うこと。

実需者と結びついた産地形成の取組結果

事業者名： _____

1 GAP 認証の種類、認証取得品目

2 実需者との連携に関する取組

(1) 販路拡大等に向けて実施した取組内容

(例)

- ・ GAP 認証取得により実施している持続可能性への取組（労働安全対策、環境保全）について、実需2社に対して説明会を行った。

(2) 取組の効果

(例)

- ・ 実需者との信頼関係が深まり、長期の契約を締結できた。

3 農業経営の改善効果

分野	改善効果の有無 (○・×)	改善効果の内容を具体的に記載
食品安全		
環境保全		
労働安全		
人権保護		
農場経営管理		